受　託　研　究　契　約　書

　受託者　鶴見大学学長　　　　　　　　（以下「甲」という。）と委託者　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次のとおり受託研究契約を締結するものとする。

（研究の題目等）

第１条　甲は、次の受託研究を乙からの委託により実施するものとする。

　（１）　研究課題

　（２）　研究に要する経費　　金　　　　　　　　　　　　円　也

　　　　　　　　　（直接経費　金　　　　　　　　　　　円　也）

　　　　　　　　　（間接経費　金　　　　　　　　　　　円　也）

　（３）　研究期間　　　自　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　至　　　令和　　年　　月　　日

（研究の中止）

第２条　乙は、受託研究契約を一方的に中止又は解除することができない。

２　前項の規定にかかわらず、受託研究遂行上やむを得ない理由があるときは、甲乙協議の上、受託研

究を中止又は研究期間を延期することができる。この場合において、乙が損害を生じたときは、甲は、

その責を負わないものとする。

（設備等の帰属）

第３条　受託研究費により取得した消耗品、設備等は、甲に帰属するものとする。

（知的財産権）

第４条　受託研究を実施することにより得られる知的財産権は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（研究費の負担）

第５条　乙は、前条の研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）を令和　　年　　月　　日ま

でに甲の指定する銀行口座に納入しなければならない。

（研究費の精算）

第６条　甲は、原則として乙が納入した受託研究費を返還しないものとする。ただし、やむを得ない理

由により受託研究を中止又は延期する場合において、甲乙協議の上、使用しない受託研究費の残額の

範囲内でその全部又は一部を精算することがある。

（研究費の補填）

第７条　甲は、納付された受託研究費に不足が生じた場合には、乙と協議の上、その不足額を補填させ

ることがある。

（研究結果の報告）

第８条　甲は、受託研究が終了したときは、その結果を乙に報告するものとする。

（研究成果の公表）

第９条　甲は、受託研究によって得られた研究成果を公表するものとする。

公表の時期・方法について定める必要がある場合は、甲乙協議するものとする。

（協議）

第10条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

　　以上の約定を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙各１通を保持するものとする。

　　　　令和　　年　　月　　日

甲　横浜市鶴見区鶴見２丁目１番３号

鶴見大学（又は鶴見大学短期大学部）

学　長　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞